

イスラエル特許庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 I L . I
国内段階移行のための様式	附属書 I L . II

略語のリスト

国内官庁：	イスラエル特許庁
P L：	改正特許法（5727－1967）
P R：	改正特許規則（国内官庁実務，手続，書類及び手数料の規則）（5728－1968）

指定（又は選択）官庁 I L	イスラエル特許庁	概要 I L
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間 : 優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間 : 優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	ILS 226	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合 : 明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明 PCT第39条(1)に基づく場合 : 明細書・請求の範囲・図面の中の説明（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認める	
国内手数料	通貨 : 新イスラエル・シェケル (ILS) 出願手数料 ILS 2,344 ²	
国内手数料の免除, 減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又若しくは第39条(1)に基づく期間内に出願時の翻訳文又は補正した出願の翻訳文が提出されていない場合、国内官庁は、通知に定められた3か月の期間内に該当する翻訳文を提出するよう出願人に求める。
- 2 個人又は前暦年度の売上額がILS 1,000万未満の法人である出願人がイスラエル国内で最初に出願した場合には手数料の40%減額が適用される。

I L	イスラエル特許庁 (続き)	I L
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ³	国際出願日の後に出願人の名称変更があった場合、当該変更を証明する書類 ⁴ 国際出願日の後に出願人の名義変更があった場合、譲渡書又は移転書 ⁴ 出願人がイスラエルに居住していない場合、イスラエルにおける送達用あて名	
誰が代理人として行為できるか？	イスラエル弁護士会のメンバー又はイスラエルにおいて手続を行う資格を現在有する登録された弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める3か月の期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 国際事務局が変更を記録し、イスラエル特許庁が国際事務局の電子記録によってそれを確認することができれば、更なる書類は要求されない。

手 数 料¹

(通貨：新イスラエル・シェケル)

出願手数料	2,344
51番目以降の各請求の範囲についての請求の範囲手数料	601
100枚を超える追加50枚ごとの出願サイズ手数料	293
期間延長請求，延長月ごと又はその部分ごと	234
明細書の補正請求	820
更新手数料：	
－特許付与の日から3か月の期間満了前	
(a) 特許が有効な全期間分	14,061
(b) 国際出願日から6年分（付与後3か月以内に支払う）	937
－国際出願日から6年の満了前に，その後4年分	1,875
－国際出願日から10年の満了前に，その後4年分	2,812
－国際出願日から14年の満了前に，その後4年分	4,687
－国際出願日から18年の満了前に，その後2年分	6,562
優先権回復手数料	なし

手数料の支払方法

手数料は次の方法で支払うことができる。

- 1) Israeli Postal Bank の各支店から新イスラエル・シェケル建で，望ましくは国内官庁から入手できる預入票を使用し，国内官庁の郵便局口座（No. 0-24145-2）に預入を行う。銀行送金による支払は推奨されない。銀行手数料差引後の受取額が一致しない場合，支払が遅延した場合，又は出願を特定するために送付された情報が不十分である場合，国内官庁は責任を負うことができない。支払受領書は国内官庁に提出しなければならない。
- 2) 政府のオンライン支払用ウェブサイト，<https://ecom.gov.il/patents> 経由で行う。このウェブサイトはヘブライ語である。受領書の写しを国内官庁に提出しなければならない。

¹ 個人又は前暦年度の売上額がILS 1,000万未満の法人である出願人がイスラエル国内で最初に出願した場合には手数料の40%減額が適用される。